

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

「特殊車両通行許可」申請と許可について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、道路法第47条の第2項の規定（別紙1参照）に違反し、又は同条第1項（同）の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し、法第47条の2第1項の規定（別紙2参照）により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対しては、「車両の通行の制限について」等に基づき、国においては取締基地における取締り・指導を行い、また、車両重量自動計測装置の計測結果により、その使用している特殊車両を繰り返し違法に通行させたことを確認された者に対して、指導警告書を送付しているところですが、依然として多くの重量制限を超過した車両が通行しております。

このため、国土交通省では、特殊車両の通行に関して取締まり・指導の徹底を図り、道路の構造を保全する観点から、繰り返し違反があった場合、違反者に関する情報の開始等を行う、「特殊車両の通行に関する指導取締要領」の一部改正を行った旨、別添チラシのとおり連絡がまいっておりますので、お知らせいたします。